

定

款

平成25年4月

公益社団法人 秋田県青果物基金協会

公益社団法人秋田県青果物基金協会定款

設立 昭和45年 5月27日 認可
変更 平成25年 4月 1日 登記

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人秋田県青果物基金協会（以下「協会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 協会は、主たる事務所を秋田県秋田市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 協会は、野菜、花き及び果実（以下「青果物等」という。）の安定的な生産出荷の推進、生産者の経営支援、青果物等の需要の拡大等を図るための事業を実施し、秋田県農業の発展と国民生活に不可欠な食料の安定供給に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 青果物等の価格低落時における生産者に及ぼす影響を緩和する事業の実施に必要な負担金等による交付準備金の造成及び補給金の交付に関する事業
- (2) 青果物等の安定的な生産及び出荷の促進に関する事業の実施に必要な負担金等による交付準備金の造成及び補給金の交付に関する事業
- (3) 優良な品目又は品種への転換等、青果物等の生産者の経営を支援するための事業の実施に必要な補助金の交付に関する事業
- (4) 青果物等及び青果物等の製品の需要の増進を図るための事業の実施に必要な補助金の交付に関する事業
- (5) その他、協会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、秋田県において行うものとする。

第3章 会 員

(協会の構成員)

第5条 協会は、次の各号に掲げる者であって、次条の規定により協会の会員となった者をもって構成する。

- (1) 秋田県内の農業協同組合
- (2) 秋田県内の農業協同組合連合会
- (3) 秋田県内の果実生産出荷団体

- (4) 秋田県
- (5) 秋田県内の市町村
- (6) 秋田県内の相当規模生産者
- (7) 公益財団法人中央果実協会
- (8) その他協会の目的に賛同する者

2 前項の会員は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

（会員の資格の取得）

第6条 協会の会員になろうとする者は、理事会において別に定める加入届を提出し、その承認を受けなければならない。

（経費の負担）

第7条 協会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

（任意退会）

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（除名）

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

（会員資格の喪失）

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 全ての会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

第4章 総 会

（構成）

第11条 総会は、すべての会員をもって構成する。

2 前項の総会は、法人法上の社員総会とする。

（権限）

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額

- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 総会は、通常総会として毎年度6月末までに1回開催するほか、必要がある場合には臨時総会を開催する。

2 前項の通常総会をもって、法人法上の定時社員総会とする。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総会の招集は、その開催日の2週間前までにその総会の目的たる事項、日時及び場所を記載した書面をもって通知しなければならない。

3 会員は、総会員の議決権の10分の1を超える会員から、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、会長に対し、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

2 会員は、あらかじめ通知された事項について、議決権の代理行使及び書面による議決権の行使をすることができる。

3 前項の書面は、総会の日の前日までに協会に到達しないときは、無効とする。

4 第2項の代理人は、代表権を証する書面を協会に提出しなければならない。

5 第2項の規定により議決権を行使する者は、出席会員とみなす。

(決議)

第17条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(議事録)

第18条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席会員の中からその総会において選出された議事録署名人2人は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

第19条 協会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 8名以上15名以内
 - (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち1名を会長、1名を副会長とする。
 - 3 前項の会長をもって、法人法上の代表理事とする。
 - 4 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

(役員を選任)

第20条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係のある者である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 4 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款に定めるところにより、協会を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐する。
- 4 会長は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、協会の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第24条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員の報酬)

第25条 理事及び監事は、無報酬とする。

2 理事及び監事には、その職務を執行するために必要な費用の支払いを行うことができる。

第6章 理事会

(構成)

第26条 協会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第27条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 協会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び副会長の選任及び解職

(招集)

第28条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第29条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長がこれに当たる。

3 会長と副会長が欠けたとき又は会長と副会長に事故があるときは、当該理事会において出席理事の中から選任する。

(決議)

第30条 理事会の議決は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第31条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。

ただし、監事が異議を述べたときは、その限りでない。

(報告の省略)

第32条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対し理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第21条第4項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(資産の種別)

第34条 協会の資産は、基本財産、交付準備金及びその他の財産とする。

(基本財産)

第35条 協会の基本財産は、協会の目的である事業を行うために不可欠な財産として、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 基本財産とすることを指定して寄付され、又は交付された財産

(2) 総会の決議により基本財産に繰り入れることとされた財産

2 前項の財産は、協会の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。処分するときは、あらかじめ理事会及び総会の承認を要する。

(交付準備金)

第36条 交付準備金は、第4条第1項第1号及び第2号に掲げる事業を実施するため、業務方法書に定める交付準備金をもって構成する。

(資産の管理)

第37条 協会の資産の管理の方法は、理事会の決議を経て、会長が行うものとする。

(寄託金)

第38条 協会は、財政基盤の強化のため、会員及び会員になろうとする者から、寄託金を引き受けることができる。

2 前項の寄託金の管理及び処分の方法は、理事会の定める寄託金管理規程によるものとする。

(事業年度)

第39条 協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第40条 協会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第41条 協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 正味財産増減計算書

(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、通常総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第42条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第8章 業務の執行

(業務方法書)

第43条 この定款の第4条に掲げる事業の実施については、業務方法書の定めるところによる。

2 業務方法書は、理事会の決議を経て会長が定める。これを変更しようとするときも同様とする。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第44条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第45条 協会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取り消し等に伴う贈与)

第46条 協会が公益認定の取り消しの処分を受けた場合、又は、合併により協会が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取り消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第47条 協会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、認定法第

5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第48条 協会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第11章 事務局

(事務局の設置)

第49条 協会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は、理事会の決議を経て、会長が任免する。

4 前項以外の職員は、会長が任免する。

5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

第12章 雑 則

(委 任)

第50条 この定款に定めるもののほか、協会の運営等に関し必要な事項は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益財団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 協会の最初の会長は、阿部 和雄とする。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益財団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第39条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

設立登記日 平成25年4月1日